

29 国際第 473 号

関税割当公表第 65 号の 3

平成 29 年度上期のとうもろこし（コーンスターチ用）の
関税割当て（第 2 次公表）について

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和 40 年農林省令第 13 号）
第 6 条の規定に基づき、とうもろこし（コーンスターチの製造に使用するもの。）
（以下「とうもろこし（コーンスターチ用）」という。）の関税割当てに
関する事項を下記のように定めます。

平成 29 年 8 月 10 日

農 林 水 産 省

記

第 1 用途別の割当数量及び通関期限

1 用途別の割当数量

(1) 糖 化 用	203,436 トン
(2) 一 般 用	93,109 トン
(3) 新規用途用	155,550 トン
合 計	452,095 トン

2 通関期限 平成 29 年 9 月 30 日

第 2 関税割当申請書受付及び関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第 3 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

- 1 提出期間 平成 29 年 8 月 17 日（木）から同年 8 月 21 日（月）まで
ただし、平成 29 年度上期のとうもろこし（コーンスターチ用）の関税

割当てについて（平成 29 年 3 月 10 日付け 28 国際第 1309 号関税割当公表第 65 号。以下「平成 29 年度上期公表」という。）第 3 の 1 の本文の期間において関税割当申請書を提出した者であって、当該申請書に記載した申請数量、使用計画等に変更のない者は、今回は申請書の提出を必要としない。

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後 2 時から午後 4 時まで

第 4 関税割当申請者の資格、提出書類、割当基準等

関税割当申請者の資格、関税割当申請書に添付すべき書類等、割当基準、関税割当証明書の発給、報告その他関係事項等に関しては、平成 29 年度上期公表による。